

次世代育成支援対策推進法に基づく

「一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進。取得率を60%以上とする。

<対策>

特別休暇である配偶者の分娩休暇制度を社内通達等を発出し上司、同僚の理解を図るとともに、自己申告書等で該当者がわかれば個別に制度説明をし、取得率の向上に努める。

目標 2 育児休業後、職場復帰しやすい環境づくりのための措置の充実を図る。

<対策>

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりのため育児休業中の職員に対する情報提供や職業能力維持のための措置を検討し実施する。

目標 3 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

「就業規則」、「育児休業規程」、「母性健康管理規程」等の諸制度等、次世代育成支援のための諸制度について、年に一度以上社内通達等による通知とアンケートにより職員に対する周知と要望等を調査する。

女性職員だけでなく、男性職員が育児しやすいよう残業時間の減少等の方策を検討する。

目標 4 年次有給休暇の取得の促進のため、連続した5営業日以上での年次有給休暇の取得者の取得率を、80%以上にする。

<対策>

連続した5営業日以上での年次有給休暇の取得希望時期をあらかじめ聴取のうえ職場での取得計画表を作成するなど、職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

目標 5 インターンシップ等の就業体験機会の提供

<対策>

就業体験希望者に対する体験機会を年に1回以上実施。